

## 栃木県減災対策協議会規約(案)

## (名称)

第1条 この協議会は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として組織することとし、「栃木県減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

## (目的)

第2条 協議会は、栃木県内の一級河川における河川の氾濫に伴う大規模な浸水被害や土砂災害警戒区域等における土石流やがけ崩れなどの土砂災害に備え、河川管理者、県、市、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を両面から、計画的に推進することにより、各河川の流域において氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

## (協議会の対象河川等)

第3条 協議会の対象河川等は、別表1に示す栃木県知事が指定する洪水予報河川及び水位周知河川、その他栃木県が管理する一級河川、並びに栃木県知事が指定する土砂災害警戒区域等とする。

## (協議会の構成)

第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

- 2 会長は栃木県知事とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。
- 3 情報提供や技術的助言を受けるため、別表3にある機関をオブザーバーとする。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項によるもののほか、必要に応じて協議会構成員の同意を得て、別表2の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

## (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げるものを実施する。

- (1) 水害・土砂災害リスク情報や減災に係る取組状況の共有
- (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防・土砂災害防止活動を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成及び共有
- (3) 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- (4) その他、水防災意識社会の構築及び減災対策に関して必要な事項

## (連絡会の設置)

第6条 協議会の円滑な運営と情報交換等を行うため、連絡会を置く。

- 2 連絡会は、別表4の職にある者をもって構成する。
- 3 会長は栃木県県土整備部河川課長補佐とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 4 情報提供や技術的助言を受けるため、別表5にある機関をオブザーバーとする。

- 5 連絡会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 6 連絡会で協議した結果については、会長が協議会へ報告する。
- 7 事務局は、第2項によるもののほか、必要に応じて別表4の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

#### (流域部会の設置)

- 第7条 流域の実情に応じた取組の検討を行うため、利根川上流域部会、渡良瀬川流域部会、鬼怒川・小貝川上流域部会及び久慈川・那珂川流域部会を置く。
- 2 各流域部会の対象河川は、別表6に示す河川とし、土砂災害防止に関する対象区域は、別表6の河川流域内にある土砂災害警戒区域等とする。
  - 3 流域部会は、別表7の職にある者をもって構成する。
  - 4 全ての部会長は栃木県県土整備部河川課長補佐とし、部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
  - 5 情報提供や技術的助言を受けるため、各流域部会に別表8にある機関をオブザーバーとする。
  - 6 流域部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
  - 7 流域部会で協議した結果については、部会長が協議会へ報告する。
  - 8 事務局は、第2項によるもののほか、必要に応じて別表7の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

#### (事務局)

- 第8条 本協議会、連絡会及び各流域部会の事務局を栃木県県土整備部河川課及び砂防水資源課に置く。
- 2 事務局長は県土防災対策班長とする。

#### (会議の公開)

- 第9条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しく支障が生じると認められる場合においては、この限りではない。
- 2 連絡会及び各流域部会は非公開とする。

#### (協議会資料等の公表)

- 第10条 協議会に提出された資料等については、原則として公表するものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

#### (雑則)

- 第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

#### (附則)

- 第12条 この規約は、平成30年 5月30日から施行する。
- 2 この規約の施行に伴い、平成29年10月1日施行の「利根川上流域栃木県減災対策

協議会規約」、「渡良瀬川流域栃木県減災対策協議会規約」、「鬼怒川・小貝川上流域  
栃木県減災対策協議会規約」及び「久慈川・那珂川流域栃木県減災対策協議会規約」  
は廃止する。

3 この規約は、令和元(2019)年 月 日から施行する。

## 別表1【対象河川】

### ○洪水予報河川

思川、黒川、姿川、永野川、秋山川、袋川、田川、小貝川、五行川、那珂川、余笹川、  
箒川、蛇尾川、荒川、逆川

### ○水位周知河川

巴波川

## 別表2【協議会構成員】

栃木県知事	壬生町長
宇都宮市長	野木町長
足利市長	塩谷町長
栃木市長	高根沢町長
佐野市長	那須町長
鹿沼市長	那珂川町長
日光市長	栃木県 県土整備部長
小山市長	栃木県 県民生活部 危機管理課長
真岡市長	栃木県 県土整備部 河川課長
大田原市長	栃木県 県土整備部 砂防水資源課長
矢板市長	栃木県 宇都宮土木事務所長
那須塩原市長	栃木県 鹿沼土木事務所長
さくら市長	栃木県 日光土木事務所長
那須烏山市長	栃木県 真岡土木事務所長
下野市長	栃木県 栃木土木事務所長
上三川町長	栃木県 矢板土木事務所長
益子町長	栃木県 大田原土木事務所長
茂木町長	栃木県 烏山土木事務所長
市貝町長	栃木県 安足土木事務所長
芳賀町長	気象庁 宇都宮地方気象台長

## 別表3【協議会オブザーバー】

国土交通省 関東地方整備局	利根川上流河川事務所
国土交通省 関東地方整備局	渡良瀬川河川事務所
国土交通省 関東地方整備局	下館河川事務所
国土交通省 関東地方整備局	鬼怒川ダム統合管理事務所
国土交通省 関東地方整備局	常陸河川国道事務所
国土交通省 関東地方整備局	日光砂防事務所
独立行政法人水資源機構	思川開発建設所

別表4【連絡会構成員】

宇都宮市	行政経営部	危機管理課長	野木町	総合政策部	総務課長
足利市	総務部	危機管理課長	塩谷町	総務課長	
栃木市	総務部	危機管理課長	高根沢町	地域安全課長	
佐野市	行政経営部	危機管理課長	那須町	総務課長	
鹿沼市	総務部	危機管理課長	那珂川町	総務課長	
日光市	企画総務部	総務課長	栃木県	県民生活部	危機管理課長補佐
小山市	消防本部	危機管理課長	栃木県	県土整備部	河川課長補佐
真岡市	市民生活部	市民生活課長	栃木県	県土整備部	砂防水資源課長補佐
大田原市	総合政策部	危機管理課長	栃木県	宇都宮土木事務所	次長
矢板市	市民生活部	危機対策班長	栃木県	鹿沼土木事務所	次長
那須塩原市	総務部	総務課長	栃木県	日光土木事務所	次長
さくら市	総合政策部	総務課長	栃木県	真岡土木事務所	次長
那須烏山市	総務課長		栃木県	栃木土木事務所	次長
下野市	市民生活部	安全安心課長	栃木県	矢板土木事務所	次長
上三川町	総務課長		栃木県	大田原土木事務所	次長
益子町	総務部	総務課長	栃木県	烏山土木事務所	次長
茂木町	総務課長		栃木県	安足土木事務所	次長
市貝町	総務課長		気象庁	宇都宮地方气象台	防災管理官
芳賀町	総務企画部	総務課長			
壬生町	総務部	総務課長			

別表5【連絡会オブザーバー】

国土交通省	関東地方整備局	利根川上流河川事務所
国土交通省	関東地方整備局	渡良瀬川河川事務所
国土交通省	関東地方整備局	下館河川事務所
国土交通省	関東地方整備局	鬼怒川ダム統合管理事務所
国土交通省	関東地方整備局	常陸河川国道事務所
国土交通省	関東地方整備局	日光砂防事務所
独立行政法人水資源機構	思川開発建設所	

## 別表6【各流域部会の対象河川】

### ○利根川上流域

思川及びその支川、与良川、巴波川及びその支川、江川、蓮花川、西仁連川

### ○渡良瀬川流域

三杉川及びその支川、秋山川及びその支川、菊沢川、菊沢川放水路、歳川、姥川、矢場川、旗川およびその支川、袋川及びその支川、蓮台寺川及びその支川、松田川及びその支川、小俣川、清水川、渡良瀬川及びその支川

### ○鬼怒川・小貝川上流域

田川及びその支川、江川及びその支川、江川放水路、西鬼怒川、松川、清水川、鬼怒川及びその支川、小貝川及びその支川、五行川及びその支川

### ○久慈川・那珂川流域

押川及びその支川、逆川及びその支川、八反田川、木須川及びその支川、解石川、荒川及びその支川、空沢川、清水川、大沢川、中山川、富山川及びその支川、城間川、武茂川及びその支川、谷田川、権津川、小口川、箒川及びその支川、那珂川及びその支川

## 別表7【流域部会構成員】

### ○利根川上流域

宇都宮市	行政経営部	危機管理課長	栃木県	県民生活部	危機管理課長補佐
栃木市	総務部	危機管理課長	栃木県	県土整備部	河川課長補佐
佐野市	行政経営部	危機管理課長	栃木県	宇都宮土木事務所	次長
鹿沼市	総務部	危機管理課長	栃木県	鹿沼土木事務所	次長
日光市	企画総務部	総務課長	栃木県	日光土木事務所	次長
小山市	消防本部	危機管理課長	栃木県	栃木土木事務所	次長
下野市	市民生活部	安全安心課長	栃木県	安足土木事務所	次長
上三川町	総務課長		気象庁	宇都宮地方气象台	防災管理官
壬生町	総務部	総務課長			
野木町	総合政策部	総務課長			

○渡良瀬川流域

足利市 総務部 危機管理課長  
栃木県 総務部 危機管理課長  
佐野市 行政経営部 危機管理課長  
日光市 企画総務部 総務課長

栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐  
栃木県 県土整備部 河川課長補佐  
栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐  
栃木県 日光土木事務所 次長  
栃木県 栃木土木事務所 次長  
栃木県 安足土木事務所 次長  
気象庁 宇都宮地方气象台 防災管理官

○鬼怒川・小貝川上流域

宇都宮市 行政経営部 危機管理課長  
日光市 企画総務部 総務課長  
小山市 消防本部 危機管理課長  
真岡市 市民生活部 市民生活課長  
さくら市 総合政策部 総務課長  
那須烏山市 総務課長  
下野市 市民生活部 安全安心課長  
上三川町 総務課長  
益子町 総務部 総務課長  
市貝町 総務課長  
芳賀町 総務企画部 総務課長  
塩谷町 総務課長  
高根沢町 地域安全課長

栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐  
栃木県 県土整備部 河川課長補佐  
栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐  
栃木県 宇都宮土木事務所 次長  
栃木県 日光土木事務所 次長  
栃木県 真岡土木事務所 次長  
栃木県 栃木土木事務所 次長  
栃木県 矢板土木事務所 次長  
栃木県 烏山土木事務所 次長  
気象庁 宇都宮地方气象台 防災管理官

○久慈川・那珂川流域

大田原市 総合政策部 危機管理課長  
矢板市 市民生活部 危機対策班長  
那須塩原市 総務部 総務課長  
さくら市 総合政策部 総務課長  
那須烏山市 総務課長  
茂木町 総務課長  
市貝町 総務課長  
塩谷町 総務課長  
那須町 総務課長  
那珂川町 総務課長

栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐  
栃木県 県土整備部 河川課長補佐  
栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐  
栃木県 真岡土木事務所 次長  
栃木県 矢板土木事務所 次長  
栃木県 大田原土木事務所 次長  
栃木県 烏山土木事務所 次長  
気象庁 宇都宮地方气象台 防災管理官

別表8【流域部会オブザーバー】

○利根川上流域

国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所  
独立行政法人水資源機構 思川開発建設所

○渡良瀬川流域

国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所

○鬼怒川・小貝川上流域

国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所  
国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所

○久慈川・那珂川流域

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所



## 栃木県減災対策協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">栃木県減災対策協議会規約(案)</p> <p>(名称) 第1条 この協議会は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として組織することとし、「栃木県減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、栃木県内の一級河川における河川の氾濫に伴う大規模な浸水被害や<b>土砂災害警戒区域等における土石流やがけ崩れなどの土砂災害</b>に備え、河川管理者、県、市、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を両面から、計画的に推進することにより、各河川の流域において氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。</p> <p>(協議会の対象河川等) 第3条 協議会の対象河川等は、別表1に示す栃木県知事が指定する洪水予報河川及び水位周知河川、その他栃木県が管理する一級河川、<b>並びに栃木県知事が指定する土砂災害警戒区域等</b>とする。</p> <p>(協議会の構成) 第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。 2 会長は栃木県知事とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。 3 情報提供や技術的助言を受けるため、別表3にある機関をオブザーバーとする。 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 5 事務局は、第1項によるもののほか、必要に応じて協議会構成員の同意を得て、別表2の職にある者以外の者の参加を求めることができる。</p> <p>(協議会の実施事項) 第5条 協議会は、次の各号に掲げるものを実施する。 (1) 水害・<b>土砂災害</b>リスク情報や減災に係る取組状況の共有 (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防・<b>土砂災害防止</b>活動を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成及び共有 (3) 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ (4) その他、水防災意識社会の構築及び減災対策に関して必要な事項</p> <p>(連絡会の設置) 第6条 協議会の円滑な運営と情報交換等を行うため、連絡会を置く。 2 連絡会は、別表4の職にある者をもって構成する。 3 会長は栃木県県土整備部河川課長補佐とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</p>	<p style="text-align: center;">栃木県減災対策協議会規約</p> <p>(名称) 第1条 この協議会は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として組織することとし、「栃木県減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、栃木県内の一級河川における河川の氾濫に伴う大規模な浸水被害に備え、河川管理者、県、市、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を両面から、計画的に推進することにより、各河川の流域において氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。</p> <p>(協議会の対象河川) 第3条 協議会の対象河川は、別表1に示す栃木県知事が指定する洪水予報河川及び水位周知河川、その他栃木県が管理する一級河川とする。</p> <p>(協議会の構成) 第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。 2 会長は栃木県知事とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。 3 情報提供や技術的助言を受けるため、別表3にある機関をオブザーバーとする。 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 5 事務局は、第1項によるもののほか、必要に応じて協議会構成員の同意を得て、別表2の職にある者以外の者の参加を求めることができる。</p> <p>(協議会の実施事項) 第5条 協議会は、次の各号に掲げるものを実施する。 (1) 水害リスク情報や減災に係る取組状況の共有 (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成及び共有 (3) 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ (4) その他、水防災意識社会の構築及び減災対策に関して必要な事項</p> <p>(連絡会の設置) 第6条 協議会の円滑な運営と情報交換等を行うため、連絡会を置く。 2 連絡会は、別表4の職にある者をもって構成する。 3 会長は栃木県県土整備部河川課長補佐とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加) (追加) (追加)</p> <p>(追加) (追加)</p>

栃木県減災対策協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考
<p>4 情報提供や技術的助言を受けるため、別表5にある機関をオブザーバーとする。</p> <p>5 連絡会の運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p>6 連絡会で協議した結果については、会長が協議会へ報告する。</p> <p>7 事務局は、第2項によるもののほか、必要に応じて別表4の職にある者以外の者の参加を求めることができる。</p> <p>(流域部会の設置)</p> <p>第7条 流域の実情に応じた<b>取組</b>の検討を行うため、利根川上流域部会、渡良瀬川流域部会、鬼怒川・小貝川上流域部会及び久慈川・那珂川流域部会を置く。</p> <p>2 各流域部会の対象河川は、別表6に示す河川とし、<b>土砂災害防止に関する対象区域は、別表6の河川流域内にある土砂災害警戒区域等</b>とする。</p> <p>3 流域部会は、別表7の職にある者をもって構成する。</p> <p>4 全ての部会長は栃木県県土整備部河川課長補佐とし、部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</p> <p>5 情報提供や技術的助言を受けるため、各流域部会に別表8にある機関をオブザーバーとする。</p> <p>6 流域部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p>7 流域部会で協議した結果については、部会長が協議会へ報告する。</p> <p>8 事務局は、第2項によるもののほか、必要に応じて別表7の職にある者以外の者の参加を求めることができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 本協議会、連絡会及び各流域部会の事務局を栃木県県土整備部河川課<b>及び砂防水資源課</b>に置く。</p> <p>2 事務局長は県土防災対策班長とする。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第9条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しく支障が生じると認められる場合においては、この限りではない。</p> <p>2 連絡会及び各流域部会は非公開とする。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第10条 協議会に提出された資料等については、原則として公表するものとする。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p>	<p>4 情報提供や技術的助言を受けるため、別表5にある機関をオブザーバーとする。</p> <p>5 連絡会の運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p>6 連絡会で協議した結果については、会長が協議会へ報告する。</p> <p>7 事務局は、第2項によるもののほか、必要に応じて別表4の職にある者以外の者の参加を求めることができる。</p> <p>(流域部会の設置)</p> <p>第7条 流域の実情に応じた<b>取り組み</b>の検討を行うため、利根川上流域部会、渡良瀬川流域部会、鬼怒川・小貝川上流域部会及び久慈川・那珂川流域部会を置く。</p> <p>2 各流域部会の対象河川は、別表6に示す河川とする。</p> <p>3 流域部会は、別表7の職にある者をもって構成する。</p> <p>4 全ての部会長は栃木県県土整備部河川課長補佐とし、部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</p> <p>5 情報提供や技術的助言を受けるため、各流域部会に別表8にある機関をオブザーバーとする。</p> <p>6 流域部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p>7 流域部会で協議した結果については、部会長が協議会へ報告する。</p> <p>8 事務局は、第2項によるもののほか、必要に応じて別表7の職にある者以外の者の参加を求めることができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 本協議会、連絡会及び各流域部会の事務局を栃木県県土整備部河川課に置く。</p> <p>2 事務局長は県土防災対策班長とする。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第9条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しく支障が生じると認められる場合においては、この限りではない。</p> <p>2 連絡会及び各流域部会は非公開とする。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第10条 協議会に提出された資料等については原則として公表するものとする。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p>	<p>(修正)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

栃木県減災対策協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考
<p>(附則)                      第12条 この規約は、平成30年 5月30日から施行する。                      2 この規約の施行に伴い、平成29年10月1日施行の「利根川上流域栃木県減災対策協議会規約」、「渡良瀬川流域栃木県減災対策協議会規約」、「鬼怒川・小貝川上流域栃木県減災対策協議会規約」及び「久慈川・那珂川流域栃木県減災対策協議会規約」は廃止する。  <u>3 この規約は、令和元(2019)年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(附則)                      第12条 この規約は、平成30年 5月 日から施行する。                      2 この規約の施行に伴い、平成29年10月1日施行の「利根川上流域栃木県減災対策協議会規約」、「渡良瀬川流域栃木県減災対策協議会規約」、「鬼怒川・小貝川上流域栃木県減災対策協議会規約」及び「久慈川・那珂川流域栃木県減災対策協議会規約」は廃止する。</p>	<p>(追加)</p>

栃木県減災対策協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考																																																																																
<p>別表1【対象河川】</p> <p>○洪水予報河川 思川、黒川、姿川、永野川、秋山川、袋川、田川、小貝川、五行川、那珂川、余笹川、 箒川、蛇尾川、荒川、逆川</p> <p>○水位周知河川 巴波川</p>	<p>別表1【対象河川】</p> <p>○洪水予報河川 思川、黒川、姿川、永野川、秋山川、袋川、田川、小貝川、五行川、那珂川、余笹川、 箒川、蛇尾川、荒川、逆川</p> <p>○水位周知河川 巴波川</p>																																																																																	
<p>別表2【協議会構成員】</p> <table border="0"> <tr><td>栃木県知事</td><td>壬生町長</td></tr> <tr><td>宇都宮市長</td><td>野木町長</td></tr> <tr><td>足利市長</td><td>塩谷町長</td></tr> <tr><td>栃木市長</td><td>高根沢町長</td></tr> <tr><td>佐野市長</td><td>那須町長</td></tr> <tr><td>鹿沼市長</td><td>那珂川町長</td></tr> <tr><td>日光市長</td><td>栃木県 <b>県土整備部長</b></td></tr> <tr><td>小山市長</td><td>栃木県 県民生活部 危機管理課長</td></tr> <tr><td>真岡市長</td><td>栃木県 県土整備部 河川課長</td></tr> <tr><td>大田原市長</td><td><b>栃木県 県土整備部 砂防水資源課長</b></td></tr> <tr><td>矢板市長</td><td>栃木県 宇都宮土木事務所長</td></tr> <tr><td>那須塩原市長</td><td>栃木県 鹿沼土木事務所長</td></tr> <tr><td>さくら市長</td><td>栃木県 日光土木事務所長</td></tr> <tr><td>那須烏山市長</td><td>栃木県 真岡土木事務所長</td></tr> <tr><td>下野市長</td><td>栃木県 栃木土木事務所長</td></tr> <tr><td>上三川町長</td><td>栃木県 矢板土木事務所長</td></tr> <tr><td>益子町長</td><td>栃木県 大田原土木事務所長</td></tr> <tr><td>茂木町長</td><td>栃木県 烏山土木事務所長</td></tr> <tr><td>市貝町長</td><td>栃木県 安足土木事務所長</td></tr> <tr><td>芳賀町長</td><td>気象庁 宇都宮地方気象台長</td></tr> </table>	栃木県知事	壬生町長	宇都宮市長	野木町長	足利市長	塩谷町長	栃木市長	高根沢町長	佐野市長	那須町長	鹿沼市長	那珂川町長	日光市長	栃木県 <b>県土整備部長</b>	小山市長	栃木県 県民生活部 危機管理課長	真岡市長	栃木県 県土整備部 河川課長	大田原市長	<b>栃木県 県土整備部 砂防水資源課長</b>	矢板市長	栃木県 宇都宮土木事務所長	那須塩原市長	栃木県 鹿沼土木事務所長	さくら市長	栃木県 日光土木事務所長	那須烏山市長	栃木県 真岡土木事務所長	下野市長	栃木県 栃木土木事務所長	上三川町長	栃木県 矢板土木事務所長	益子町長	栃木県 大田原土木事務所長	茂木町長	栃木県 烏山土木事務所長	市貝町長	栃木県 安足土木事務所長	芳賀町長	気象庁 宇都宮地方気象台長	<p>別表2【協議会構成員】</p> <table border="0"> <tr><td>栃木県知事</td><td>芳賀町長</td></tr> <tr><td>宇都宮市長</td><td>壬生町長</td></tr> <tr><td>足利市長</td><td>野木町長</td></tr> <tr><td>栃木市長</td><td>塩谷町長</td></tr> <tr><td>佐野市長</td><td>高根沢町長</td></tr> <tr><td>鹿沼市長</td><td>那須町長</td></tr> <tr><td>日光市長</td><td>那珂川町長</td></tr> <tr><td>小山市長</td><td>栃木県 <b>県土整備部 次長</b></td></tr> <tr><td>真岡市長</td><td>栃木県 県民生活部 危機管理課長</td></tr> <tr><td>大田原市長</td><td>栃木県 県土整備部 河川課長</td></tr> <tr><td>矢板市長</td><td>栃木県 宇都宮土木事務所長</td></tr> <tr><td>那須塩原市長</td><td>栃木県 鹿沼土木事務所長</td></tr> <tr><td>さくら市長</td><td>栃木県 日光土木事務所長</td></tr> <tr><td>那須烏山市長</td><td>栃木県 真岡土木事務所長</td></tr> <tr><td>下野市長</td><td>栃木県 栃木土木事務所長</td></tr> <tr><td>上三川町長</td><td>栃木県 矢板土木事務所長</td></tr> <tr><td>益子町長</td><td>栃木県 大田原土木事務所長</td></tr> <tr><td>茂木町長</td><td>栃木県 烏山土木事務所長</td></tr> <tr><td>市貝町長</td><td>栃木県 安足土木事務所長</td></tr> <tr><td></td><td>気象庁 宇都宮地方気象台長</td></tr> </table>	栃木県知事	芳賀町長	宇都宮市長	壬生町長	足利市長	野木町長	栃木市長	塩谷町長	佐野市長	高根沢町長	鹿沼市長	那須町長	日光市長	那珂川町長	小山市長	栃木県 <b>県土整備部 次長</b>	真岡市長	栃木県 県民生活部 危機管理課長	大田原市長	栃木県 県土整備部 河川課長	矢板市長	栃木県 宇都宮土木事務所長	那須塩原市長	栃木県 鹿沼土木事務所長	さくら市長	栃木県 日光土木事務所長	那須烏山市長	栃木県 真岡土木事務所長	下野市長	栃木県 栃木土木事務所長	上三川町長	栃木県 矢板土木事務所長	益子町長	栃木県 大田原土木事務所長	茂木町長	栃木県 烏山土木事務所長	市貝町長	栃木県 安足土木事務所長		気象庁 宇都宮地方気象台長	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p>
栃木県知事	壬生町長																																																																																	
宇都宮市長	野木町長																																																																																	
足利市長	塩谷町長																																																																																	
栃木市長	高根沢町長																																																																																	
佐野市長	那須町長																																																																																	
鹿沼市長	那珂川町長																																																																																	
日光市長	栃木県 <b>県土整備部長</b>																																																																																	
小山市長	栃木県 県民生活部 危機管理課長																																																																																	
真岡市長	栃木県 県土整備部 河川課長																																																																																	
大田原市長	<b>栃木県 県土整備部 砂防水資源課長</b>																																																																																	
矢板市長	栃木県 宇都宮土木事務所長																																																																																	
那須塩原市長	栃木県 鹿沼土木事務所長																																																																																	
さくら市長	栃木県 日光土木事務所長																																																																																	
那須烏山市長	栃木県 真岡土木事務所長																																																																																	
下野市長	栃木県 栃木土木事務所長																																																																																	
上三川町長	栃木県 矢板土木事務所長																																																																																	
益子町長	栃木県 大田原土木事務所長																																																																																	
茂木町長	栃木県 烏山土木事務所長																																																																																	
市貝町長	栃木県 安足土木事務所長																																																																																	
芳賀町長	気象庁 宇都宮地方気象台長																																																																																	
栃木県知事	芳賀町長																																																																																	
宇都宮市長	壬生町長																																																																																	
足利市長	野木町長																																																																																	
栃木市長	塩谷町長																																																																																	
佐野市長	高根沢町長																																																																																	
鹿沼市長	那須町長																																																																																	
日光市長	那珂川町長																																																																																	
小山市長	栃木県 <b>県土整備部 次長</b>																																																																																	
真岡市長	栃木県 県民生活部 危機管理課長																																																																																	
大田原市長	栃木県 県土整備部 河川課長																																																																																	
矢板市長	栃木県 宇都宮土木事務所長																																																																																	
那須塩原市長	栃木県 鹿沼土木事務所長																																																																																	
さくら市長	栃木県 日光土木事務所長																																																																																	
那須烏山市長	栃木県 真岡土木事務所長																																																																																	
下野市長	栃木県 栃木土木事務所長																																																																																	
上三川町長	栃木県 矢板土木事務所長																																																																																	
益子町長	栃木県 大田原土木事務所長																																																																																	
茂木町長	栃木県 烏山土木事務所長																																																																																	
市貝町長	栃木県 安足土木事務所長																																																																																	
	気象庁 宇都宮地方気象台長																																																																																	
<p>別表3【協議会オブザーバー】</p> <p>国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所          国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所          国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所          国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所          国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所  <b>国土交通省 関東地方整備局 日光砂防事務所</b>          独立行政法人水資源機構 思川開発建設所</p>	<p>別表3【協議会オブザーバー】</p> <table border="0"> <tr><td>国土交通省</td><td>関東地方整備局</td><td>利根川上流河川事務所</td></tr> <tr><td>国土交通省</td><td>関東地方整備局</td><td>渡良瀬川河川事務所</td></tr> <tr><td>国土交通省</td><td>関東地方整備局</td><td>下館河川事務所</td></tr> <tr><td>国土交通省</td><td>関東地方整備局</td><td>鬼怒川ダム統合管理事務所</td></tr> <tr><td>国土交通省</td><td>関東地方整備局</td><td>常陸河川国道事務所</td></tr> <tr><td>独立行政法人</td><td>水資源機構</td><td>思川開発建設所</td></tr> </table>	国土交通省	関東地方整備局	利根川上流河川事務所	国土交通省	関東地方整備局	渡良瀬川河川事務所	国土交通省	関東地方整備局	下館河川事務所	国土交通省	関東地方整備局	鬼怒川ダム統合管理事務所	国土交通省	関東地方整備局	常陸河川国道事務所	独立行政法人	水資源機構	思川開発建設所	<p>(追加)</p>																																																														
国土交通省	関東地方整備局	利根川上流河川事務所																																																																																
国土交通省	関東地方整備局	渡良瀬川河川事務所																																																																																
国土交通省	関東地方整備局	下館河川事務所																																																																																
国土交通省	関東地方整備局	鬼怒川ダム統合管理事務所																																																																																
国土交通省	関東地方整備局	常陸河川国道事務所																																																																																
独立行政法人	水資源機構	思川開発建設所																																																																																

栃木県減災対策協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考
<p>別表4【連絡会構成員】</p> <p>宇都宮市 行政経営部 危機管理課長            足利市 総務部 危機管理課長            栃木市 総務部 危機管理課長            佐野市 行政経営部 危機管理課長            鹿沼市 総務部 危機管理課長            日光市 <b>企画総務部</b> 総務課長            小山市 消防本部 危機管理課長            真岡市 市民生活部 市民生活課長            大田原市 総合政策部 危機管理課長            矢板市 市民生活部 危機対策班長            那須塩原市 総務部 総務課長            さくら市 <b>総合政策部</b> 総務課長            那須烏山市 総務課長            下野市 市民生活部 安全安心課長            上三川町 総務課長            益子町 総務部 総務課長            茂木町 総務課長            市貝町 総務課長            芳賀町 総務企画部 総務課長            壬生町 総務部 総務課長</p> <p>野木町 総合政策部 総務課長            塩谷町 総務課長            高根沢町 地域安全課長            那須町 総務課長            那珂川町 総務課長            栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐            栃木県 県土整備部 河川課長補佐  <b>栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐</b>            栃木県 宇都宮土木事務所 次長            栃木県 鹿沼土木事務所 次長            栃木県 日光土木事務所 次長            栃木県 真岡土木事務所 次長            栃木県 栃木土木事務所 次長            栃木県 矢板土木事務所 次長            栃木県 大田原土木事務所 次長            栃木県 烏山土木事務所 次長            栃木県 安足土木事務所 次長            気象庁 宇都宮地方气象台 <b>防災管理官</b></p>	<p>別表4【連絡会構成員】</p> <p>宇都宮市 行政経営部 危機管理課長            足利市 総務部 危機管理課長            栃木市 総務部 危機管理課長            佐野市 行政経営部 危機管理課長            鹿沼市 総務部 危機管理課長            日光市 <b>行政経営部</b> 総務課長            小山市 消防本部 危機管理課長            真岡市 市民生活部 市民生活課長            大田原市 総合政策部 危機管理課長            矢板市 市民生活部 危機対策班長            那須塩原市 総務部 総務課長            さくら市 <b>総務部</b> 総務課長            那須烏山市 総務課長            下野市 市民生活部 安全安心課長            上三川町 総務課長            益子町 総務部 総務課長            茂木町 総務課長            市貝町 総務課長            芳賀町 総務企画部 総務課長            壬生町 総務部 総務課長</p> <p>野木町 総合政策部 総務課長            塩谷町 総務課長            高根沢町 地域安全課長            那須町 総務課長            那珂川町 総務課長            栃木県 県民生活部            栃木県 県土整備部            栃木県 宇都宮土木事務所 次長            栃木県 鹿沼土木事務所 次長            栃木県 日光土木事務所 次長            栃木県 真岡土木事務所 次長            栃木県 栃木土木事務所 次長            栃木県 矢板土木事務所 次長            栃木県 大田原土木事務所 次長            栃木県 烏山土木事務所 次長            栃木県 安足土木事務所 次長            気象庁 宇都宮地方气象台  <b>水害対策気象官</b></p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
<p>別表5【連絡会オブザーバー】</p> <p>国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所            国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所            国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所            国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所            国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所  <b>国土交通省 関東地方整備局 日光砂防事務所</b>            独立行政法人水資源機構 思川開発建設所</p>	<p>別表5【連絡会オブザーバー】</p> <p>国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所            国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所            国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所            国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所            国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所            独立行政法人 水資源機構 思川開発建設所</p>	<p>(追加)</p>

栃木県減災対策協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考																																								
<p>別表6【各流域部会の対象河川】</p> <p>○利根川上流域 思川及びその支川、与良川、巴波川及びその支川、江川、蓮花川、西仁連川</p> <p>○渡良瀬川流域 三杉川及びその支川、秋山川及びその支川、菊沢川、菊沢川放水路、歳川、姥川、矢場川、旗川およびその支川、袋川及びその支川、蓮台寺川及びその支川、松田川及びその支川、小俣川、清水川、渡良瀬川及びその支川</p> <p>○鬼怒川・小貝川上流域 田川及びその支川、江川及びその支川、江川放水路、西鬼怒川、松川、清水川、鬼怒川及びその支川、小貝川及びその支川、五行川及びその支川</p> <p>○久慈川・那珂川流域 押川及びその支川、逆川及びその支川、八反田川、木須川及びその支川、解石川、荒川及びその支川、空沢川、清水川、大沢川、中山川、富山川及びその支川、城間川、武茂川及びその支川、谷田川、権津川、小口川、箒川及びその支川、那珂川及びその支川</p>	<p>別表6【各流域部会の対象河川】</p> <p>○利根川上流域 思川及びその支川、与良川、巴波川及びその支川、江川、蓮花川、西仁連川</p> <p>○渡良瀬川流域 三杉川及びその支川、秋山川及びその支川、菊沢川、菊沢川放水路、歳川、姥川、矢場川、旗川およびその支川、袋川及びその支川、蓮台寺川及びその支川、松田川及びその支川、小俣川、清水川、渡良瀬川及びその支川</p> <p>○鬼怒川・小貝川上流域 田川及びその支川、江川及びその支川、江川放水路、西鬼怒川、松川、清水川、鬼怒川及びその支川、小貝川及びその支川、五行川及びその支川</p> <p>○久慈川・那珂川流域 押川及びその支川、逆川及びその支川、八反田川、木須川及びその支川、解石川、荒川及びその支川、空沢川、清水川、大沢川、中山川、富山川及びその支川、城間川、武茂川及びその支川、谷田川、権津川、小口川、箒川及びその支川、那珂川及びその支川</p>																																									
<p>別表7【流域部会構成員】</p> <p>○利根川上流域</p> <table border="0"> <tr> <td>宇都宮市 行政経営部 危機管理課長</td> <td>栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐</td> </tr> <tr> <td>栃木市 総務部 危機管理課長</td> <td>栃木県 県土整備部 河川課長補佐</td> </tr> <tr> <td>佐野市 行政経営部 危機管理課長</td> <td>栃木県 宇都宮土木事務所 次長</td> </tr> <tr> <td>鹿沼市 総務部 危機管理課長</td> <td>栃木県 鹿沼土木事務所 次長</td> </tr> <tr> <td>日光市 <b>企画総務部</b> 総務課長</td> <td>栃木県 日光土木事務所 次長</td> </tr> <tr> <td>小山市 消防本部 危機管理課長</td> <td>栃木県 栃木土木事務所 次長</td> </tr> <tr> <td>下野市 市民生活部 安全安心課長</td> <td>栃木県 安足土木事務所 次長</td> </tr> <tr> <td>上三川町 総務課長</td> <td>気象庁 宇都宮地方気象台 <b>防災管理官</b></td> </tr> <tr> <td>壬生町 総務部 総務課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野木町 総合政策部 総務課長</td> <td></td> </tr> </table>	宇都宮市 行政経営部 危機管理課長	栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐	栃木市 総務部 危機管理課長	栃木県 県土整備部 河川課長補佐	佐野市 行政経営部 危機管理課長	栃木県 宇都宮土木事務所 次長	鹿沼市 総務部 危機管理課長	栃木県 鹿沼土木事務所 次長	日光市 <b>企画総務部</b> 総務課長	栃木県 日光土木事務所 次長	小山市 消防本部 危機管理課長	栃木県 栃木土木事務所 次長	下野市 市民生活部 安全安心課長	栃木県 安足土木事務所 次長	上三川町 総務課長	気象庁 宇都宮地方気象台 <b>防災管理官</b>	壬生町 総務部 総務課長		野木町 総合政策部 総務課長		<p>別表7【流域部会構成員】</p> <p>○利根川上流域</p> <table border="0"> <tr> <td>宇都宮市 行政経営部 危機管理課長</td> <td>栃木県 県民生活部</td> </tr> <tr> <td>栃木市 総務部 危機管理課長</td> <td>危機管理課長補佐</td> </tr> <tr> <td>佐野市 行政経営部 危機管理課長</td> <td>栃木県 県土整備部</td> </tr> <tr> <td>鹿沼市 総務部 危機管理課長</td> <td>河川課長補佐</td> </tr> <tr> <td>日光市 <b>行政経営部</b> 総務課長</td> <td>栃木県 宇都宮土木事務所 次長</td> </tr> <tr> <td>小山市 消防本部 危機管理課長</td> <td>栃木県 鹿沼土木事務所 次長</td> </tr> <tr> <td>下野市 市民生活部 安全安心課長</td> <td>栃木県 日光土木事務所 次長</td> </tr> <tr> <td>上三川町 総務課長</td> <td>栃木県 栃木土木事務所 次長</td> </tr> <tr> <td>壬生町 総務部 総務課長</td> <td>栃木県 安足土木事務所 次長</td> </tr> <tr> <td>野木町 総合政策部 総務課長</td> <td>気象庁 宇都宮地方気象台</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;"><b>水害対策気象官</b></p>	宇都宮市 行政経営部 危機管理課長	栃木県 県民生活部	栃木市 総務部 危機管理課長	危機管理課長補佐	佐野市 行政経営部 危機管理課長	栃木県 県土整備部	鹿沼市 総務部 危機管理課長	河川課長補佐	日光市 <b>行政経営部</b> 総務課長	栃木県 宇都宮土木事務所 次長	小山市 消防本部 危機管理課長	栃木県 鹿沼土木事務所 次長	下野市 市民生活部 安全安心課長	栃木県 日光土木事務所 次長	上三川町 総務課長	栃木県 栃木土木事務所 次長	壬生町 総務部 総務課長	栃木県 安足土木事務所 次長	野木町 総合政策部 総務課長	気象庁 宇都宮地方気象台	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
宇都宮市 行政経営部 危機管理課長	栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐																																									
栃木市 総務部 危機管理課長	栃木県 県土整備部 河川課長補佐																																									
佐野市 行政経営部 危機管理課長	栃木県 宇都宮土木事務所 次長																																									
鹿沼市 総務部 危機管理課長	栃木県 鹿沼土木事務所 次長																																									
日光市 <b>企画総務部</b> 総務課長	栃木県 日光土木事務所 次長																																									
小山市 消防本部 危機管理課長	栃木県 栃木土木事務所 次長																																									
下野市 市民生活部 安全安心課長	栃木県 安足土木事務所 次長																																									
上三川町 総務課長	気象庁 宇都宮地方気象台 <b>防災管理官</b>																																									
壬生町 総務部 総務課長																																										
野木町 総合政策部 総務課長																																										
宇都宮市 行政経営部 危機管理課長	栃木県 県民生活部																																									
栃木市 総務部 危機管理課長	危機管理課長補佐																																									
佐野市 行政経営部 危機管理課長	栃木県 県土整備部																																									
鹿沼市 総務部 危機管理課長	河川課長補佐																																									
日光市 <b>行政経営部</b> 総務課長	栃木県 宇都宮土木事務所 次長																																									
小山市 消防本部 危機管理課長	栃木県 鹿沼土木事務所 次長																																									
下野市 市民生活部 安全安心課長	栃木県 日光土木事務所 次長																																									
上三川町 総務課長	栃木県 栃木土木事務所 次長																																									
壬生町 総務部 総務課長	栃木県 安足土木事務所 次長																																									
野木町 総合政策部 総務課長	気象庁 宇都宮地方気象台																																									

栃木県減災対策協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考
<p>○渡良瀬川流域</p> <p>足利市 総務部 危機管理課長                      栃木市 総務部 危機管理課長                      佐野市 行政経営部 危機管理課長                      日光市 <b>企画総務部</b> 総務課長</p> <p>栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐                      栃木県 県土整備部 河川課長補佐  <b>栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐</b>                      栃木県 日光土木事務所 次長                      栃木県 栃木土木事務所 次長                      栃木県 安足土木事務所 次長                      気象庁 宇都宮地方气象台 <b>防災管理官</b></p>	<p>○渡良瀬川流域</p> <p>足利市 総務部 危機管理課長                      栃木市 総務部 危機管理課長                      佐野市 行政経営部 危機管理課長  <b>鹿沼市 総務部 危機管理課長</b>                      日光市 行政経営部 総務課長                      栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐</p> <p>栃木県 県土整備部                      河川課長補佐  <b>鹿沼土木事務所 次長</b>                      日光土木事務所 次長                      栃木土木事務所 次長                      安足土木事務所 次長                      宇都宮地方气象台  <b>水害対策気象官</b></p>	<p>(追加・削除) (変更・削除)</p> <p>(変更)</p>
<p>○鬼怒川・小貝川上流域</p> <p>宇都宮市 行政経営部 危機管理課長                      日光市 <b>企画総務部</b> 総務課長                      小山市 消防本部 危機管理課長                      真岡市 市民生活部 市民生活課長                      さくら市 <b>総合政策部</b> 総務課長                      那須烏山市 総務課長                      下野市 市民生活部 安全安心課長                      上三川町 総務課長                      益子町 総務部 総務課長                      市貝町 総務課長                      芳賀町 総務企画部 総務課長                      塩谷町 総務課長                      高根沢町 地域安全課長</p> <p>栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐                      栃木県 県土整備部 河川課長補佐  <b>栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐</b>                      栃木県 宇都宮土木事務所 次長                      栃木県 日光土木事務所 次長                      栃木県 真岡土木事務所 次長                      栃木県 栃木土木事務所 次長                      栃木県 矢板土木事務所 次長                      栃木県 烏山土木事務所 次長                      気象庁 宇都宮地方气象台 <b>防災管理官</b></p>	<p>○鬼怒川・小貝川上流域</p> <p>宇都宮市 行政経営部 危機管理課長                      日光市 <b>行政経営部</b> 総務課長                      小山市 消防本部 危機管理課長                      真岡市 市民生活部 市民生活課長                      さくら市 <b>総務部</b> 総務課長                      那須烏山市 総務課長                      下野市 市民生活部 安全安心課長                      上三川町 総務課長                      益子町 総務部 総務課長                      市貝町 総務課長                      芳賀町 総務企画部 総務課長                      塩谷町 総務課長</p> <p>高根沢町 地域安全課長                      栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐                      栃木県 県土整備部 河川課長補佐                      宇都宮土木事務所 次長                      日光土木事務所 次長                      真岡土木事務所 次長                      栃木土木事務所 次長                      矢板土木事務所 次長                      烏山土木事務所 次長                      宇都宮地方气象台  <b>水害対策気象官</b></p>	<p>(変更) (追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

栃木県減災対策協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考
<p>○久慈川・那珂川流域</p> <p>大田原市 総合政策部 危機管理課長            矢板市 市民生活部 危機対策班長            那須塩原市 総務部 総務課長            さくら市 <b>総合政策部</b> 総務課長            那須烏山市 総務課長            茂木町 総務課長            市貝町 総務課長            塩谷町 総務課長            那須町 総務課長            那珂川町 総務課長</p> <p>栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐            栃木県 県土整備部 河川課長補佐  <b>栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐</b>            栃木県 真岡土木事務所 次長            栃木県 矢板土木事務所 次長            栃木県 大田原土木事務所 次長            栃木県 烏山土木事務所 次長            気象庁 宇都宮地方气象台 <b>防災管理官</b></p> <p>別表8【流域部会オブザーバー】</p> <p>○利根川上流域            国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所            独立行政法人水資源機構 思川開発建設所</p> <p>○渡良瀬川流域            国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所</p> <p>○鬼怒川・小貝川上流域            国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所            国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所</p> <p>○久慈川・那珂川流域            国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所</p>	<p>○久慈川・那珂川流域</p> <p>大田原市 総合政策部 危機管理課長            矢板市 市民生活部 危機対策班長            那須塩原市 総務部 総務課長            さくら市 <b>総務部</b> 総務課長            那須烏山市 総務課長            茂木町 総務課長            市貝町 総務課長            塩谷町 総務課長            那須町 総務課長</p> <p>那珂川町 総務課長            栃木県 県民生活部            危機管理課長補佐            栃木県 県土整備部            河川課長補佐            栃木県 真岡土木事務所 次長            栃木県 矢板土木事務所 次長            栃木県 大田原土木事務所 次長            栃木県 烏山土木事務所 次長            気象庁 宇都宮地方气象台  <b>水害対策気象官</b></p> <p>別表8【流域部会オブザーバー】</p> <p>○利根川上流域            国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所            独立行政法人 水資源機構 思川開発建設所</p> <p>○渡良瀬川流域            国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所</p> <p>○鬼怒川・小貝川上流域            国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所            国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所</p> <p>○久慈川・那珂川流域            国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所</p>	<p>(追加) (変更)</p> <p>(変更)</p>



# 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。
- 具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化 **洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化**等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

## 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

### (1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・**土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取組を共有するための連絡会を設置**

### (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

#### ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・多機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
- ・**防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知**等

#### ② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・**リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了**等

#### ③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・**円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備**
- ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアルタイムのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置

### (6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策(大規模事業)」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上

### (3) 被害軽減の取組

#### ① 水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施

#### ② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・**民間企業における水害対応版BCPの策定を推進**等

### (4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施

### (5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・**土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備**
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・**ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策**
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備